

# 旧上瀬谷通信施設露地向けセンサーシステム技術導入効果検証 業務委託に関するプロポーザル募集要項

## 1 趣旨

旧上瀬谷通信施設地区は、瀬谷区と旭区にまたがって存在する平成 27 年 6 月に返還された米軍施設の跡地であり、現在、本地区の地権者で組織された「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」と横浜市で、土地活用や農業振興等の検討を行っています。

このうち農業振興については、今後、農業の高収益化等のため、スマート農業技術を積極的に導入する営農形態について検討を進めています。

本業務では、スマート農業技術のうち、露地向けセンサーシステムの導入効果検証を行うものです。気象や土壌のデータを 1 年を通じて計測・収集し、企業が持つ栽培データや独自の分析方法をもとに、営農アドバイスを行うことで多収・高品質化による高収益化や本地区の農業振興、課題解決等への効果を検証します。

## 2 一般事項

- (1) 名称 旧上瀬谷通信施設露地向けセンサーシステム技術導入効果検証  
業務委託に関するプロポーザル
- (2) 主催者 横浜市（環境創造局農政推進課上瀬谷担当）
- (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めたものから提案を受ける公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。したがって、契約後の業務は、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではありません。

## 3 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- (1) 参加者は、単独の法人（団体）とする。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出時点で過去 5 年において 3 件以上、国、政府機関、地方自治体または民間企業へ屋外で使用可能なセンサーシステムの納入および効果検証等の業務等の受託した実績があること。
- (3) 令和元・2 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること。または、参加意向申出書を提出した時点で、令和元・2 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録を申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了する見込みであること。
- (4) 同一参加者が複数の提案を行うことはできない。
- (5) 組合と当該組合のいずれかの組合員が同一の案件において参加することはできない。また、組合と当該組合のいずれかの組合員が加入する別の組合が同一の案件において参加していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (7) 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でないこと。

- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立が行なわれている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (11) 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正令和 2 年 4 月 13 日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (12) 旧上瀬谷通信施設露地向けセンサーシステム技術導入効果検証業務委託の完了まで、業務を履行できること。
- (13) 露地向けセンサーシステムを設置した圃場において、令和 4 年 3 月末まで継続的なデータ収集と営農アドバイスを行うことができる者。

#### **4 プロポーザル実施スケジュール**

別紙参照

#### **5 その他**

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

#### **6 事務局**

横浜市環境創造局農政推進課上瀬谷担当 芹澤、宮本

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 23 階

電話 045-671-2608

FAX 045-664-4425

E-mail ks-noseisuishin@city.yokohama.jp

### プロポーザル実施スケジュール

